

20 学校いじめ防止基本方針

糸満市立高嶺中学校

いじめは起こってはならない。人として決して許されない行為である。しかしながら、どの生徒にも起こり得ることであり、学校・家庭・地域が一体となって継続的に、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことにより、「いじめ」の根絶を目指したいと考える。

未然防止の基本となるのは、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。

本方針は、高嶺中学校の全生徒が充実した明るく楽しい学校生活を送ることができるように、「いじめ」を根絶することを目的として策定するものである。

いじめ定義：いじめ防止対策推進法第2条には、いじめ定義が次の通り規定されている

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめは、いじめる側が100%悪い」との雰囲気や学校全体で醸成していくことが大切である。

本校においては、すべての生徒がいじめを行わず及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校職員が迅速に的確に対応できるよう「いじめ」に対する認識を全職員で共通理解する。また、いじめは、どの生徒にも起こり得るという前提に立ち、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。さらに、いじめの早期発見に務め、認知した場合は、早期解消に向けて迅速に対応する。

2 いじめ防止等のための組織

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処ができるよう、日頃からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図ることが大切である。

いじめの問題等に関する指導記録を作成し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとることが必要である。

いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」を設置する。但し、基本的に「生徒支援委員会」を持ってそれに充てる。

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、学年生徒指導担当（学年教育相談兼務）
養護教諭 ※必要に応じて下記の方にも参加を依頼する。

当該学級担任、当該学年主任、スクールカウンセラー、民生委員、PTA会長、糸満市子ども未来課、中央児童相談所、糸満警察署生活安全課（補導職員）、警察（校区内大里駐在）

【開催時期】

週1回学年単位で問題傾向を有する生徒の現状や指導状況についての情報交換、及び共通行動について話し合う。

週1回「生徒指導委員会」（「いじめ防止対策委員会」）を開催し、学年単位での情報を共有し、共通行動について確認する。また確認事項を各学年会へ伝える。全職員が共通実践できるようにする。

3 未然防止について

いじめは子どもの心身に重大な影響を及ぼす深刻な問題である。「どこでも、誰でも起こり得る」という視点を持ち、人間として卑怯な行為であり絶対許されるものではないという基本的な考えのもといじめ防止に努める。

未然防止の基本となるのは、生徒が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。生徒に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、日頃から教職員全員の共通理解を図る。
- ② 生徒に対しても、全校集会や学級活動などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ① 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ② 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していきける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ① 勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分りや

すい授業づくりを進めていくこと。

- ② 学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。
 - ③ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
 - ④ 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化する。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、生徒に対する指導に当たる必要がある。
- (4) 自己有用感や自己肯定感の育成
- ① 全ての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。
 - ② 教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫することも有効である。
- (5) 生徒の主体的ないじめについての学び・取組
- ① 生徒自らがいじめの問題について学び、生徒会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置などを行い、そうした問題を生徒自身が主体的に考え、生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を行う。
 - ② 「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。あるいは、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを学ぶ。

4 「早期発見」について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの積極的な発見に取り組むことが重要である。教師は、子どもが発する救いを求めるサインを見逃さずにとらえ、迅速にして的確な指導をすることが大切である。例えば暴力をふるう生徒のグループ内で行われるいじめ等、特定の生徒のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの生徒も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有することが大切である。

- 職員は、生徒の言動や活動を意識して観察し、気になる言動や行動の生徒がいる場合は、職員間で情報交換を密に行い早期発見につなげる。
- 休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったりして、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- いじめに関する生徒対象のアンケート調査(毎月1回)を行い早期発見につなげる。

- いじめに関する保護者対象のアンケート調査(1学期、2学期に1回ずつ)を行い早期発見につなげる。
- 教育相談(6月、10月の年2回)を実施し早期発見につなげる。
- スクールカウンセラーの活用を生徒・保護者に促し、生徒が相談しやすい雰囲気をつくり早期発見につなげる。
- これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

5 「いじめに対する措置」について

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ防止対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に務める。

(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせる。
- 児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、情報を共有する。状況に応じて対応を検討する。
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」で直ちに情報を共有する。
- 速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。その際、**教育相談用紙等に自筆で記入させ、保管しておくこと。**
- 事実確認の結果は、校長が責任を持って糸満市教育委員会に報告するとともに被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- 「いじめ防止対策委員会」の方針のもと、関係生徒から事情を聴くなどして、いじめの有無の確認を行う。結果は、加害生徒、被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡する。必要に応じて糸満市教育委員会へ報告する。
- いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。
- いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者により良い成長へ向けて学校の取り組み方針を伝え、協力を求める。
- 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察等関係機関との連携を図る。

(2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊心を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

- 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。
 - いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた生徒を別室において指導することとしたり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
 - いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。
 - 状況に応じて、心理や福祉等の専門家、警察官等外部専門家の協力を得る。
- (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
- いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
 - 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
 - いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
 - 生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。
 - 心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
 - 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
 - いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
 - 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
 - いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものでは

なく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

(5) インターネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている。プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていくことが必要である。

6 重大事態への対処

いじめ防止法第 28 条の規定により糸満市教育委員会又は本校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、糸満市教育委員会又は本校に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

「重大事態」に該当するいじめとは、次のようなものをさす。

- 1 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑

- 糸満市教育委員会又は本校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 学校が調査を行う場合においては、糸満市教育委員会は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合は、糸満市教育委員会を通じて糸満市へ、事態発生について報告する。

(2) 調査の趣旨及び調査主体について

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに糸満市教育委員会に報告し、糸満市教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

調査の主体は、学校が主体となっていく場合と、糸満市教育委員会が主体となっていく場合が考えられる。従前の経緯や事案の特性、いじめられた生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと糸満市教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、糸満市教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、糸満市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行わなければならない。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた生徒又は保護者が望む場合には、調査に並行して、糸満市長等による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体と、並行して行われる調査主体とが密接に連携し、適切に役割分担を図ることが求められる。

(3) 調査を行うための組織について

糸満市教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、その下に組織を設ける。

この組織の構成については「弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。」とあり、糸満市教育委員会と連携し速やかに組織するようになる。

学校が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を重大事態の発生の都度設けることも考えられるが、それでは迅速性に欠けるおそれがあるため、学校に必ず置かれることとされている「いじめ防止対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて、糸満市教育委員会と連携し、適切な専門家を加えるなどの方法取ることとする。

※今後組織を構成するにあたって開催方法や予算等に関して糸満市教育委員会と確認が必要である。

(4) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

調査を実りあるものにするためには、糸満市教育委員会・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢が重要である。糸満市教育委員会又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

① いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合いじめられた生徒からの聴き取

りが可能な場合、いじめられた生徒から十分に聴き取るとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

② いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合

生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（自殺の背景調査における留意事項）

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成 23 年 3 月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、糸満市教育委員会又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、糸満市教育委員会又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、糸満市教育委員会は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うこととし、適切な対応が求められる

- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報が無いからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、子供の自殺は連鎖（後追い）の可能性が有ることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にすることが必要である

(5) 調査結果の提供

糸満市教育委員会又は学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

糸満市教育委員会又は学校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、糸満市教育委員会又は学校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、糸満市教育委員会は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、糸満市教育委員会の適切な対応が求められる。

(6) 調査結果の報告

調査結果について、学校は、糸満市長に報告する。いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて糸満市長等に送付する。

7 校内研修の充実

全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。研修内容は以下の通りとする

- (1) 学校いじめ防止基本方針及び上位法等の理解
- (2) いじめ防止の対策と取組
- (3) いじめの早期発見の対策と取組
- (4) いじめへの対処の対策と取組
- (5) 組織的体制の構築と機能の対策と取組
- (6) 家庭や地域との連携の取組
- (7) 関係機関との連携の取組

8 地域や家庭との連携について

学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。例えば、学校、PTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議する機会を設けたり、学校運営協議会を活用したりするなど、地域と連携した対策を推進する。より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

9 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校の管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

10 学校評価と教員評価

学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえて行うことが求められる。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、学校は評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるよう留意する。

11 評価（PDCAサイクル）

学校評価においていじめ問題への取り組み（下記3項目）について自己評価を行い、その結果を教育委員会へ報告する。

(1) いじめ未然防止及び早期発見の取り組み。

在校生徒に対する定期的な調査の実施状況。相談活動の取り組みの実施状況

(2) いじめへの対処の取り組み状況

いじめを認知した場合の事実確認と糸満市教育委員会への報告。いじめを受けた生徒またはその保護者に対する支援状況。いじめを行った生徒に対する指導状況及びその保護者にたいする助言状況など

(3) 組織体制の機能と組織的取り組みの状況

いじめ防止委員会の活動状況、教職員の協力・指導体制の状況、家庭や地域、関係機関との連携の取り組み状況。

1.3 重大事態対応フロー図

